



裝東要領鈔
首



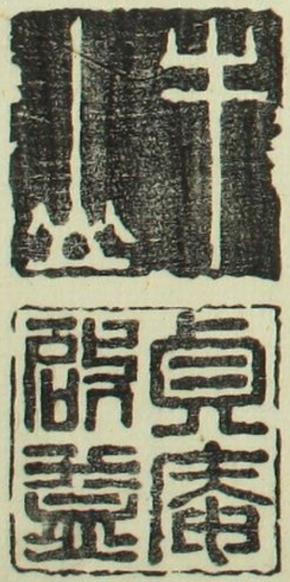
裝束要領鈔序



紀稱神也投御冠於安河邊織神衣於齋服殿衣冠之權輿其來也舊矣應神帝效百濟衣服以少草其製厩戶皇子始定冠位十二階大寶以降沿唐衣服而其製大同小異蓋本邦通中華也始于漢盛于唐此時朝廷命賢臣因循于往古之衣冠而折衷于漢唐之製其好者沿

焉不好者草焉而為。本邦之文物千歲
不易之定式也。如宋景濂謔曰：子素猶效
漢衣冠元是。本邦之古傳也。豈效漢唐
之製而已乎。顧夫聖世始為衣冠而美孔
俗以正上下禮儀人而無禮儀則何為
人豈非當務之急乎。然其典故舊籍藏于
搢紳家而不能行于世。奎井義知氏有慨
于此故索搜。本邦正史及諸家典籍群

以拔之精以萃之不雜。片言半句之臆說
而成一書。矣學古禮者就此而正之則豈
有孫衣黃裏之失乎。義知子者予之故舊
也。乞請之序故為之云云。
正德丙申孟春望日牛山翁香月啓益甫
揮筆於京師為第街寓居



庚辰庚辰

養老要領鈔序

公事に大儀中儀小儀あり冠服も晴と褻と尋常のり
ちよときく冠制服制の成るは後代始ありと凡冠服
神代よおこるるといふと其形状階級のらるるか
ど人代ふむりて 推古天皇御宇より 天武の朝よ
及く階よふ冠制ありこれと冠位といふゆゑを
文武天皇名大寶乃らるるめ皆漆れ有文帝の冠ふ

改り多しぬ是今の冠若元あり其服制親王四品已上
 諸王諸臣ハ一位ハ深紫衣諸王の二位已下五位已上諸臣の二
 三位ハ浅紫衣四位ハ深緋衣フキイ五位ハ浅緋衣六位ハ深緑衣七位
 八位ハ深縹衣初位ハ浅縹衣と名と是令制あり
 各當色ゆへゆりて其法をのちと若法またふ人
 のまはらばれまはらばれ古今の通例也まうりといふも何よ
 うりて改革増減ゆり世ふほひく質素文飾とあり

中古小もく二位といふと大臣あるは深紫の衣とゆり
 六位已下初位といふも服色とほりて深緑深縹ハ
 衣と名とゆひゆひ物ふ寛弘以來四位已上皆一色若
 黒袍に染りて椽の名とかり五位ハ茜衣も蕪芳
 うり六位乃青衫も八位初位ハ縹小かり七位已下も階
 級もゆへ服色の制も多しなり歴代轉變ゆへり
 といふも其制ゆへり成る大臣納言參議ハ下襲

の裾者長短よみ多。公卿と四位の侍臣は差別ハ袴。襲は
 文乃有あり。小なる。但四位は人と禁色とゆるたすふる
 公卿は似く裾短し。五位六位はとのつう。位袍より、
 冬は厚く、夏冬は、各故實を多
 又烏帽子ハ紗帽乃製ふあり
 狩衣指貫も布は、紬綾織物の美とほく
 後世六位已上の襲者

服とわたり。朝服に、
 巳下の服ハ固より、
 烏帽子狩衣と、
 可なりと。素より、
 存知んと此一隅、
 の三様く傍人ハ勤學、
 やめり。今空鶴髪ハ衰老、
 筋力漸疲て驪驢の

然りと嗜好の道いよく舍措くく國史令式百家はら
 古よりあひ今に便する事とらぐり素々、當國のこま
 すく初心の目るもかゝるるは雲客は裝束式と外は
 あゝく、卿相の衣裳は事と内ふこのく梗概の一筋
 を書るる、且問答とくくして本文の餘意とありきり
 然りと元禄己卯年仲春本主四辻故宰相中將公韶卿の
 一覽よ入く、跋及題名とらぐりて是と装束をたはるるべ

とらぐり然りとをねんやとく、筆削年、つらく、い
 るめぶり、く、爰よ徳田良方といふもの、予、從遊、
 く先此書と研究、く訪て要をらぐり討ツツ子く義と
 たり能其名實とら、其旨趣と辨明とく、自教龜頭
 傍註をくく、後小古今女房若衣裳は用と附く、又
 め、貴家乃題名とらぐり、更よ裝束要領鈔と号く、
 是と梓よりりぐめんところ、愚、ありてひて僻言わん

羅賦役令義解
羅者縷之屬織
有邪文者也○
和名鈔羅骨何
反此間云良一
云蟬翼

有文無文冠衣
服今五位已上
皂羅頭巾六位
已下皂縵頭巾
義解縵無文縵

纏和名鈔纏於
盈又俗云燕尾
○江家次第結
燕尾解縵燕尾

巾子和名鈔巾
子此間中音如
渾幘頭具所以
挿髻者也

懸緒古昔無懸
緒直以縵結巾
子而差簪故也

有文無文乃其ありよのほひハ有文乃冠衣
用ふふ有文の冠とハ小菱コビシの文ハ羅と
用るなり近代ハ文乃羅織ハさうハめく
菱ハ文とら付て
今世只縵ハの中子ハの
有文ハ
うハなりむハ五位以上有文六位以下文
あり志るハ今もハなく有文乃冠と用らる
冠の大小ハ人乃頭にハ冠解とて
頭とさハむハ又、縵ハの事古今同
くハ近代冠のハるにハ用らる但ため

やう家くハ曲説ハり志りとりも位下を
巾子よりきうハ又人乃好ふりて縵ハ乃
末らりやう巾子までの事述おるハハり
ま折業漢よの巻ハハ巾子とあどと
よむなり

懸緒カケヲ
有儀紙カクヨリ縵ハあり是とかけとこと東帯のハハ
ハ殿上人をハ紙ハと用らる又案乃
組紐と用ひるハ衣冠下のハ也ま子細

袍 和名鈔袍薄
交反和名宇倍
乃岐奴

延喜彈正式凡
綾者聽用五位
已上朝服六位
已下不得服用

伏守護官所持
之兵仗也

胡錄是備武之
器武官所負者
也有平胡錄靈
胡錄持胡錄之
三依又隨軍用
之詳見下卷末

位襖者關腋之
舊名見衣服令
義解

位色 每階分色
見衣服令其添
式詳見延喜縫
殿式

五倍子鐵添平
層已來以紫深
緋添易五倍子
鐵添故全黑是
以俗云據也此
據萬葉集乃禁
忌之稱也蓋有
別名乎可尋之

袍

くろく衣冠の初りたるなり

縫腋ハナキ 關腋ツツキ 乃亦あり關腋ハ五位以下の武官ハ

らもかき常會行幸ホの日月ひらふ至公卿ハ

武官とくも關腋と月ひらふとよのつらハ

不論文官武官縫腋ハ月ひらふ延喜兵部式云

凡武官五位以上朝服皆聽着欄ハナキ但立仗日不須

彈止式云凡諸衛府五位以上通着其着胡錄ハナキ并立

仗之日著位襖但參議已上不在此例ハナキ縫腋

とは袖の下よりすそまでぬひつけたり

故見和名鈔「ハナキ」のうへ乃さぬともハ關腋

こハ袖乃下よりすそまでぬくとぬくさる也

かろゆへハハナキ見和名鈔ハハナキハハナキ

縫腋ハハナキハハナキハハナキハハナキ

ハハナキハハナキハハナキハハナキハハナキ

一位深紫ハナキ二三位浅紫ハナキ四位深緋ハナキ五位浅緋

と云正曆乃比より給るるよりして四位

已上五倍子鐵添と月ひらふとよのつら

（異）文者定丈之外也。三條家大龜甲。花山大炊家。龜甲。西園寺家。丁子唐草。久我家菱之類也。

（緋）以蕪芳。赤者非也。本色以茜。赤之。故茜云之。赤緋草。

（單）和名鈔釋名云無兼日。單今按古直著身之衣也。和名鈔作相字。註女人近身之衣也。然則不合男服。延喜式作禰字者。是此服也。乎有單禰。禰也。下重半臂之。時著半臂下。禰單等上之衣也。

表ハ綾文ハ大掖。唐草。輪無等あり或ハ

家よりして。唐唐草。禰古云輪有是乎の相遠。何色カ

多分ハ禰三條裝束抄なかり。又大臣にイケりてハ異。丈

として各別あり。是と家イケく。れイケかり。何

と。不救多イケ古記イケみイケり。裏平縮イケ色同。夏

より秋イケまイケく。生薄物イケ文色。五位イケ緋イケ今世以蕪

縮。文イケ以下。夏冬の替りハイケ赤イケふイケあり。替れ

平縮イケハイケ丈イケなイケり。縮イケとイケり。六位イケ以下イケ乃イケ文イケ同

略イケ之イケ。

緑イケ袍イケナリ

大帷自夏至秋赤。自冬至春白。并下襲單。

いイケハ汗取見勢抄の帷イケと名イケ對イケて。夏イケりイケ用イケひ

給イケひイケ也。近代イケ夏イケ冬イケともイケに帷イケと用イケひイケらイケるイケ

事イケも衣イケ文イケ乃イケためイケなりイケと古イケ單イケ袖イケ下襲イケと

次イケぎイケしてイケ着用イケありイケ。紙イケ略イケしてイケけ帷イケは

單イケ下襲イケのイケよりイケと付イケ又イケ袖イケ小イケ單イケ乃イケ袖イケ計イケと

付イケくイケ用イケらイケるイケ存イケよイケ是イケをイケ袖イケ單イケとイケもイケりイケ

かくイケのイケありイケ此イケのイケ事イケ頗イケ略イケ儀イケあれイケもイケ久イケく

沙イケ汰イケ。存イケれイケりイケ形イケ式イケ正イケ乃イケ單イケ下襲イケとイケ用イケひ

縮線綾 延喜織部式載熟線綾是也蓋後世以熟字易縮字云

石帶有金玉石 角魚皮等然則以石帶為總名者非也令式載腰帶者是云用國史記革帶者是云體也○延喜正式凡白玉腰帶藤三位

已上及四位參議著用玳瑁馬腦斑犀象牙沙魚皮紫檀五位已上通用

上手手字或清或濁而讀之ニ説夫木集雜歌ありひさむらり志つるるの事れうてはひく人とせんとい

同く文有り

表白縮線綾窠霽壯年以後堅文者丸裏紅打

赤大口

公卿殿上人を介地下といふともいふとも
十五歳以前濃色
夏冬乃つらもな
紅生平縮式ハ紅れり
さぬと月ひらるる表裏ともにおり

石帯

ウモシゴラムモシゴラムメナフサイカクウサイ
有文玉無文玉馬腦犀角烏犀丸あはれやと
いつきもとて俗小石帯といひり本名
是と腰帯といひ或ハ革帯といひいふは

けかえくの帯有りといふとも今世乃所用
木扱りのあゝ又石の帯に巡方丸鞆乃
二極あり但公事にいりて用らるるは
それ巡方といふ方が丸鞆といふ圓なるを
よ近比ハ方圓相交て用ひる是通用の
あゝ丸を救帯入中に丸六つあ方乃
とくに方二つは上帯 裾とかかる一
都合十一あり或又丸八つあ方乃携み方
一つはもつり丸帯の所用依官位故實

白地平緒繡梅
花号小忌平緒
是也。鈍色平
緒無文薄墨文
青氣之色也号
杏服平緒是也

本邦以詔誦直
書券例見承和
中國史

異邦以紙粘券
上事文類聚
續集勅本今官
員執券最無道
理券者只在君
前詔事恐事多

須以紙粘券上
記其頭緒或在
看前不可以手
指人物便用券

檜扇 或秘記曰
以扇直香一見
たり又或記券
代ニ用フ故ニ夏
冬通用シテ持
タニフト云

淡香淡白地鈍色乃西つり松とつては紫淡ハ
不論晝夜公事とふ月ひらひらといふハとる
にりくとも所用者りゆり也何そ故美と
り此すて月ひらひらといふ

笏
和名佐久

異朝ハ臣有致命及所啓白則書其上備忽
忘云本朝の古例も亦りくはり此のまじり
又笏紙と押まあり任納言之時著笏紙
糸入若不具之人仰外記令書押のり古記

みみくろり但是ハ幸の儀より云事り
る時乃事あり又寸法形相ハ家々異り不同
本ハ或ハりらぬ又ハくら乃類名あり
より近世或ハ接於人々の意巧定らるる
礼服用の介ハ牙ハ笏なり号卑と
ハ皆本笏也又笏と志やくと讀み子細
ハ事なり

檜扇

東帯のハ懐中のり松扇の扱た

襪和名鈔說文云襪和名頭足衣也。飭鈔襪足下可有用意黑足見苦云

襪ヒツ

杖或ハ廿八枚も白糸としてさらして糸は餘りと板の襪或は家々の文と番物として様あまねく糸とのりくかき糸はひととつとあきかにとくなり十六歳ははより廿歳ともを用く又三十歳は前とつとよりつとて唐草と月ひ給いさるも老年はかくれし白平消の紗りさるる也米草の介着用は但老人ハ衣冠乃何も蒙勅免着用せし也

履釋名履者禮也飾足為禮也

履ツク

靴ツク 浅履

○靴本字作鞞時珍云鞞皮鞋履也所以鞞足故字從革華○淺履往古無此名也蓋和名鈔有木履乃此履乎

緒ツブ太

凡公事公會之所悉著靴又雖非公會券とさる人の雨泥の日の靴と着るより延喜彈正式よりより常は浅履を用ひらる但履敷とつと表袴の切して張るをよ公卿并聽禁色を人の皆文のりさかハ紋あり

古記汪第小或藺履或裏無といふ是也いふら

晴乃物みあり糸と今持る草の事あり

装束要領抄

東帝の内乃緒太ハ從者可有覺悟もの也

一公卿とP_いと殿上人とP_いハい_う福遠_く引

按政園自及三公ハ是公かり大中納言。散一

位及三位以上ハ是卿あり參議ハ五位と

い_くも_も於卿也_も是_も紙_もと_もて_も卿と

P_いあり又記_も録_もハ大信_もと_もい_くる_もハ

大中納言參議散一位及三位已上_も也

散位者謂有位而無官之人也前官之人猶散位也是散木之意也乎

今_も此_も通_もし_もP_い來_いハ又卿相_ももP_いかり_も也

抄_も也_もより_もて_も覺悟_もハ人_もハ_も又_も殿上人

と_もハ五位六位乃人昇殿と_もり_もる_も也P

あり又ハ雲客_もと_ももP_い也_もて_も昇殿_も紙

持_もる_も人_もを_も堂上_もと_もP_い昇殿_もゆ_りさ_もは

友人_もと_も地下_もと_もP_い堂上_もハ_もす_もて_もよ_も地下_もハ

お_もり_もて_もよ_もP_いも_も習_もふ_もく_も儀

一殿上人と諸_もを_も吏_も乃_も東_も帝_もハ_も具_もか_もり_もハ_も式

袍_もの_も是_も目_もレ_も事_も位_も階_も乃_も言_も下_もと_もて_もつ_もら

自四位殿上人
遺地下四位諸
大夫執達如件
恐々謹言無上
所名字。自地
下四位諸大夫
遺四位雲客謹
上執啓恐惶謹
言見弘安禮節
五位殿上人與
五位諸大夫之
禮亦同上

尸以五位袍とモ尸かり記録に當色の
袍と着しとてとありは五位にありは袍乃
事とてい同位殿上人同位諸大夫五位殿上人
人六位法衣各々礼節ハ各別とていハ
米軍の時袍以下皆具相違あるへうとてい
但衣冠袴衣おとの時ハ指貫しおおて
かゝり有る也

一文官武官のよりら覚悟い

文官モシハハ文道の事とありて

中務。兵部。刑部
彈正。左右京。侍
從。内舍人。隼人
官及太宰府官
雖非宿衛官皆
帶劔之官也

の職とほりさると文官と尸ハ大臣大中納言
參議左右辨少納言以下と和經等はの
うう文武と尸ハ少人友と尸ハ
と人官とよと尸ハひとてい武友とハ
兵仗と帯し禁裏内外乃守護にハハ
武道の事にいハ官と武官と
尸あり。大將中將少將將監將曹とハ
左右衛門府。左右兵衛府。左右馬寮。兵庫寮の
司乃類粗職原鈔か

一 垂綏ヘイスイといひく

冠の端より密綏ケイスイ卷綏マキスイ乃二様あり其綏スイは
 武友乃人胸腋の袍を帯り引糸と帯
 すり日老然ヒロニとを綏スイとせりて用りあり
 是とけん悉スベテいしより引糸と帯と
 さら時ハきりて此の袍を着し老けと
 うけいとも垂綏ヘイスイといひ況文官ハ皆垂綏
 めとい密綏ヘイスイとは巻いりてしりて用ひ
 引糸事ふてい

一 勅授帶劔チヨウジュウタイケンといひく

武官ハ職おほくして帯劔勿論なり文官ら
 帯劔せざる職ありとる紙帯劔の 宣下と
 引糸と勅授帶劔と引糸なり

一 靴クツ乃纏ヘン赤色ハ右近衛大將中少將等青色は
 右近衛大中少將等衣著之りけりけりい
 此通スベテい哉

右記より引糸は青ハ老人衣著ハ赤色
 壮年の人被用引糸は白引糸

以ひ多ひしあり

一院官他所の清出とて行幸とす

行幸ハ天子御幸ハ院行啓ハ中宮東宮

かくの〜〜〜ら有るは〜〜 院文とは

以幸とハ〜〜事よ

衣冠 西宮記号
宿衣是也宿衣
直衣共雜袍也
云

冠 無綫
衣冠之具 常の袍は〜〜用
りると衣冠といふ

く〜〜初巻に〜〜

懸緒 并組懸

かき緒ハ紙より也。束帯。衣冠。直衣。袴。衣以下

皆是と用ひ〜〜組懸を 以紫系
組之 兼元二年

正月ハ 後鳥羽院蹴鞠乃御時〜〜

〜〜先たま〜〜と云。志う〜〜人あや

花鳥井家乃執 奏〜〜 勅許ある

雲井春云後鳥羽
院也小す〜〜
蹴鞠の連者とて
〜〜は〜〜
兼元二年ハ
上皇と長者と
有る〜〜とて連署
乃實表と有り
やと大炊侍ハ
太政大臣頼実云の
点〜〜竟宴乃

ふりつて正八人中
八人下八人分り
ふりつて定らま
下番のつらく
くまれがうらま
おとけえんより
まはにま

なり元來遊鞠乃の鳥帽子のくまを
おき移りしる人の衣冠連衣の内冠小も用ひ
ふふなりされとも束帯乃時ハおくを
系紙もを月ひらる又地下ハ一向中階より
けく武家小おわくも侍従拜任の故
うけく月ひらるなり

袍縫腋

文官武官ともに衣冠乃内ハ皆縫腋の袍なり
くつて初考おんなり

(衣) 下衣也
(單) 帷凡如束帶

衣并單帷

衣の事或ハ袍とも稱を但三條轉法輪
家ハ束帯の下にくまゆるハ縫着サイダクめく
泊く直衣衣冠持衣の下に用は莫太
長一是とさぬと稱すくくく古來
連衣衣冠乃内くくく下にハ單又衣裁
悉くく也當時指貫小袍くくく悉く
を衣冠くひ袍の下に單又ハ衣と着る
裁か糸糸といつりけりまりくくく

紫濃紫也薄色
薄紫也餘皆准
之

浮線綾 文名各
目鈔載計蝶是
也

單。衣等ハ以悉セヨハ頗畧儀也但晴カマ
之ハ單衣ホトカサヨリ也衣乃冬ハ
木略紫。薄色。紅。藕芳。紅梅。萌黃。黃ホ也
但冬人夏ハ單乃上ニモ一レ衣トカサ
老人ハ生スミノ衣ト悉セヨリ也
近代ハ冬
衣單ヨリハ
用也衣ハ 白色乃衣ハ長年乃人用也心并
聽禁色之人ハ文ワリ
小菱或浮線綾ノ丸又名
ワリ也若年ハ藝文老年ノ人ハ遠文但
尋常ノ用ヨリ晴ノ時ハ浮織物唐織物等ナリ 裏ハ
いつモ平絹ナリ附ホテヨリてヨク此

奴袴 和名鈔奴
袴 師奴積
夏指貫 生文三
重禪云之太文
後世不用之
浮織物之時文
鳥禪固織物之
時文藤丸之由
也

奴袴 或用指貫字

衣出衣下端也と出衣サシサキサキサキ
いウハハ青單。薄文單。藕芳。黃單もハ
花を以ハ紅單也。春冬ハ少クハ張單
として板張加油出光之由サキサキサキサキ
單文乃綾ナリ帷ハ衣文エモシのためナリ
いハハ夏ハ生冬ハ練ナリ公卿并聽禁色
之人ハ文ワリ
浮織物固織物
紫淺黃等年終 束聽禁色殿上人
單文紫薄文
たて紫白糸と
織 或ハ紫爲色

平絹深又は色を付色をいふ 裏いづれも同じ 又は平絹
 かり反冬より小被用之又地下不論老若
 無文淺黄して浅黄ぬる白の糸とりて是と織 或は浅黄平絹付
 多く着用と又於武家法衣ハ浅黄ハ平絹
 侍従少將中將ハ無文織又はの浅黄 又は白
 と着用せしむれは紫乃指黄ハ輒ゆるひらき
 たり一被を以蕃客来聘の時より浅沙汰
 たりて五位法衣ハ無文淺黄指黄四位法衣
 紫付法衣中將ハ皆薄黄のゆるひらき 着用

のゆるひらき かり織を深黄ハと小同

下袴 付腰次

下袴ハ儀儀あり十五歳以前の人濃色濃紅 濃紅
 あり今よりの 十六歳以後紅老年乃は白是之
 あり深く 文定よりの 略儀近代平絹也下結ケケリの時
 指黄乃下に用之又腰次は 布の袴なり
シマウケリ 上結の時用之是も単衣考をかきめり時
 乃事なり

野劔野ナチ 飾少キ
 之意也手

野劔

野劔野ナチ 飾少キ
 之意也手

野太刀左平緒
例見應永四年
北面始記不
為可之

持野太刀事薩
戒記鈎殿中將
入道口傳曰近
衛同細々出仕
ニ毛背雜色令
持持繪野太刀
儀雜色持右手
ハテ袖ヨリ雜色
候ハ又時ハ童
中間十トニ持
世候

毛板形劔柄間有毛板形金とも号は或ハ革緒劔或ハ平靴
劔或ハ清府劔とも号と一物として多ク
名と均たり清府公卿雲客ともハ束帶
直衣衣冠めもハ革緒今世或組緒 被用之ニ中
大將ハ持繪野太刀公卿の將ハ持繪螺鈿
野太刀次將并同府シラフ依ハ本地螺鈿野太刀也
を代次將の人持繪螺鈿野劔とも均
び各ハ辛余随役ハ時多ク此劔を革
緒と云く但武官にわらる人ハ用ハ

繪扇式正也但
曠暑之比用編
蝠之事可安平
雖然直衣之時
夏持繪扇定例
也見吉前秘訓

繪扇 付蝙蝠

まう一ハ古記ハ及り然ハ今文官の人も
或ハ是と持さしめ多と云く但丁依附置
在又常レカと令持給ふ事頗暑儀ハ事あれハ
一向少汰の浪にあらは於武家ハ衣冠の時ハ野劔
毛と清府の 或靴卷劔とも革緒サマニキ置然若泰
丹上殿の儀ハ殿上の口にかわく解劔乃ハ也
冬ハ松扇夏ハ蝙蝠カバガと持多也但束帯の時ハ
夏も松扇なり衣冠直衣ハの時極熱ハ

蝙蝠夫不集
日らるれがみ
とひふかみ
あまの風も
すしうらう

襪

蝙蝠と子細か。老者は袴の扇と拵へ
近比は夏冬といふは蝙蝠とりの人あり例
ふるふるふるふる。此と右記より
蝙蝠とは今の末廣也。象議の上ら妻紅なり
結ハ定る事か。蝙蝠とかもほりつと積也

浅履 付緒太

浅履緒太ハ主下添て着用の事也

一直衣といふるがら拵とて、はるの衣著は式

自冬至春表白浮線綾 白粉張 裏半絹 爲年ハ
紫成也

秋生文三重禪 若年ハ二藍次に花田次才に
裁縫の

拵制專如位袍、ハハ花旗 清花、のこつと
通稱

ソも輒不聴之御簾中入立れを若徳之

直衣亦雜袍也
也故蒙赦免被
著之詳見禁秘
御鈔

華族文選王
憲集序公生
華宗李善注
宗貴族應斯

禁色 與雜袍宣
 下各別事公卿
 補任日藤原兼
 頼萬壽二年二
 月九日聽禁色
 十日聽雜袍宣
 旨正五位上將

まかハ御侍讀或御乳父聽之已上古記
 及之り但内々めてハ着用何り
桃花禁葉及禁秘御鈔
 いよハハ殿上人の垂衣を之り也今世
 直衣とゆり拵家清花ハ勿論近習の
 人ハ何れと之り其人乃任先例
 勅許あり或種姓ハ後ハ記家ハ春議
 乃時職之まかハ或納言の時職之或ハ
 ゆりさるゑく雜勝計又禁色と雜袍
 との制ハ各別ナリ委別ナリ記之

鳥禪 此鳥用何
 鳥乎不見裝束
 諸抄也挑文師
 有故實乎可尋

一公卿并禁色のハ紋着ハ指貫い
 垂衣ハかつひハハ紋ハあれハハ
 ことハハ事ハハハ也

拵家賣躰乃清時紫二重織物指貫上ハ白
地文 元服ハハハハハ指貫其後薄色鳥禪
亀甲 文已上次薄ハハ藤丸次薄ハハ藤丸已上隨年
 齡法着用何り清花ハハ二重織物とのそハハ
 紫ハ亀甲指貫より着ハ後ハハハハ諸家
 云卿并禁色ゆりハハハハハ乃文ハハハ

一、つら子、按家清、花乃介、主、之、以、宰相の中、の、
 を、羽、林、家、の、中、能、家、一、ハ、大、形、く、れ、く、！
 又、次、將、こ、ハ、中、少、將、乃、事、と、り、以、大、將、了、
 次、の、ん、こ、以、又、同、府、の、佐、と、ハ、左、右、衛、門、左、右、
 兵、衛、佐、と、り、以、此、府、乃、中、督、ハ、或、ち、中、納、言、
 是、と、兼、任、せ、り、也、或、ハ、参、議、及、散、二、位、乃、人、
 任、き、し、れ、ハ、佐、ハ、多、ク、ハ、名、家、の、殿、上、人、任、之、以、
 出、也、或、同、府、の、佐、と、り、事、作、

11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100

11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100

